

9.2刑事訴訟支援団公判報告集会

福島原発刑事裁判

6.30第1回公判報告



福島原発事故刑事訴訟支援団
弁護団 海渡 雄一

1. 強制起訴にいたる 告訴団の長い道のり

市民の正義が東電・国が隠蔽した福島原発事故の真実
を明らかにする途を開いた！



検察審査会は東電会長・副社長の 強制起訴を求めた

- 2015年7月31日、東京第五検察審査会は、2014年7月31日に引き続き、2013年9月9日に東京地検が不起訴処分とした東電元幹部のうち、勝俣恒久元会長、武藤栄、武黒一郎の両元副社長について、業務上過失致死傷罪で強制起訴を求める議決を行った。



左から
被疑者勝俣
武藤、武黒

起訴議決は政府事故調と 検察の描いてきた構図を一変させた

- 検察審査会の二度目の議決の最大のポイントは2007年12月時点で、東電は推本の長期評価を取り入れる方針を決め、2009年6月には耐震バックチェックを終える計画であったとされたことだ。
- 2008年7月の武藤指示は、いったん決定されていた東電の社の方針を土木学会への検討依頼を口実に、全面転換し、早期に終えなくてはならないバックチェックを何年も先送りすることを意味していた。



2. 2016. 2. 29 ついに起訴



ついに検察官役弁護士による起訴！

福島第一原発を襲った津波



非常用ディーゼル発電機（浜岡原発 4 号機）

原告は検証時に津波による水没を警告していた

静岡地方裁判所検証調書より



起訴状の概要

- 福島第一原発事故、検察審査会から「起訴議決」を受けた東京電力の勝俣恒久元会長、武藤栄（65）、武黒一郎（69）の両元副社長について、検察官役の石田省三郎ほかの指定弁護士らが2月29日、業務上過失致死傷の罪で東京地裁に強制起訴した。
- 起訴状によると、被告人は原発の敷地の高さである10メートルを超える津波が襲来し、建屋が浸水して電源喪失が起き、爆発事故などが発生する可能性を事前に予測できたのに、防護措置・原子炉停止などの対策をする義務を怠ったとされている。

号外はインターネットの福島民報ホームページ(<http://www.minpo.jp/>)でもご覧になれます。

東電元会長ら無罪主張

原発事故強制起訴 3被告初公判



東京地裁に入る東京電力の黒一郎元副社長＝30日午前



東京地裁に入る東京電力の武藤栄元副社長＝30日午前



東京地裁に入る東京電力の勝俣恒久元会長＝30日午前

※強制起訴 検察が不起訴にした容疑者を、検察審査会(検査)の議決に基づき弁護士が起訴する制度。有権者からくじで選ばれた検査の審査員11人のうち、8人以上の多数決で起訴

相当を議決し、さらに検察が再捜査しても起訴しなかった場合、検査が再び同様の多数決で起訴議決すれば、強制的に起訴される。平成21年に裁判員裁判とともに導入された。

東京電力福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された勝俣恒久元会長(左)もら東電旧経営陣三被告の初公判は三十日、東京地裁(永渕健一裁判長)で開かれた。原発事故の刑事責任を問う初の裁判で勝俣元会長らはいずれも無罪を主張し、検察官役指定弁護士と全面的に争う姿勢を示した。

大津波予見が争点

世界最悪規模の原発事故を引き起こした大津波を東電側が予見できたかどうかを最大の争点にした歴史的裁判は、真相をどこまで究明できるかが焦点となる。証人は東電関係者、地震、津波の専門家ら数十人に上り、判決は来年以降になると予想される。

勝俣元会長ら三被告は午前九時過ぎ、硬い表情で弁護士とともに東京地裁に入った。午前十時の開廷の前に、地裁には多数の傍聴希望者が詰め掛けた。地裁周辺では原発事故の責任を追及する福島原発告訴団(武藤類子団長)が公正な裁判を求めるアピール行動を展開した。

3. 2017.6.30
第1回公判

これが東京地裁 の法廷だ！

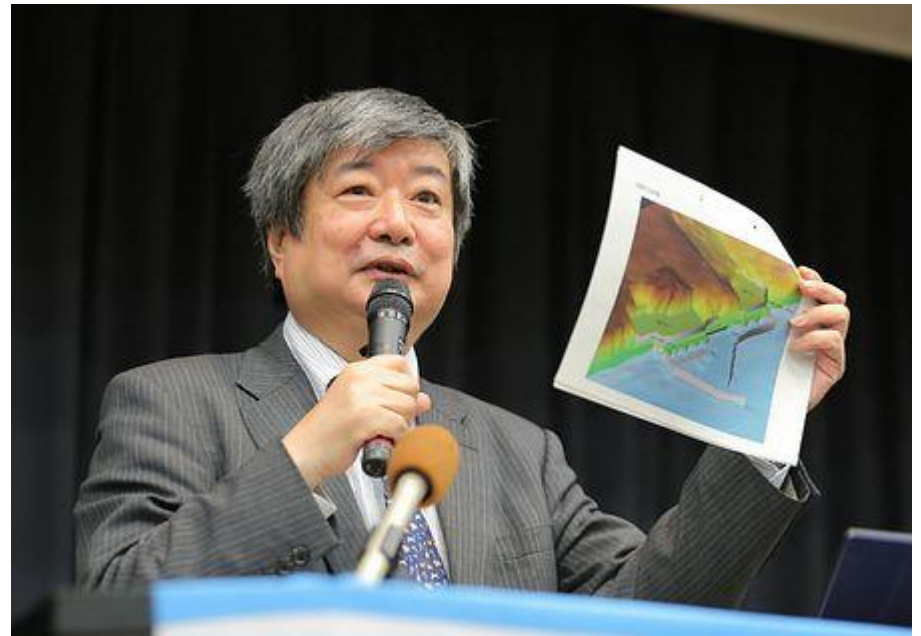


被告人ら
勝俣・武黒・武藤



ようやく開かれた 6. 30 第1回公判

- 6月30日、勝俣、武黒、武藤三被告人の刑事責任を問う、福島原発事故刑事裁判の第1回公判がようやく開かれた。
- この期日は待ちに待った期日でしたが、その内容も、とても大切な期日となった。



公判報告集会で、東電設計が東電に提出した防潮堤計画書を示す筆者

第1回公判 手続きのアウトライン

- 起訴状朗読
- 罪状認否 全被告人無罪主張
- 検察官役指定弁護士による冒頭陳述
- 弁護人らによる冒頭陳述
- 検察官・弁護人による証拠申請
- 弁護人・検察官による証拠認否
- 同意証拠の要旨告知・証拠調べ

被告人らは無罪主張

- 被告人とその弁護人等は事故の予見可能性などがなく、また対策を講じたとしても事故は避けられなかったなどとして無罪を主張した。
- **東電設計によって行われた計算は、明治三陸沖地震の波源モデルを仮想的に用いた試計算であり、現実的な対策の前提のための計算ではないと主張した。**
- そして、15.7メートルの津波は、福島第一原発の敷地南側における津波水位についての数値であり、東電設計による試計算結果に応じて10m盤への津波の遡上を防ぐための防潮堤を設置するとしたら、**津波が遡上してくる敷地南側に防潮堤を設置する措置が講じられるにとどまったはずで、それでは事故は防ぐことができなかったと主張しました。**
- しかし、示された証拠を見る限り、被告人等の主張は事実と反しており、その主張は通らないだろう。

4. 検察官役による 冒頭陳述と証拠説明

2002年には、当時役員であった被告人らは 福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険 を予見することが可能だった

▶政府の地震調査研究推進本部から、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで過去に大地震がなかった場所でもマグニチュード8クラスの地震が起き得るとの見解（長期評価）が公表された。

▶断層モデルの位置を福島県沖の海溝付近へ移動して計算を行えば、2002年の時点で、福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険が察知されたはずである。



推本の評価を支持する見解の方が多数

- 2003年3月24日には、推本の地震調査委員会自体が、長期評価についての信頼度をA（高い）、B（中程度）、C（やや低い）、D（低い）の4段階のランクのうちCと公表していた。
- 2004年5月に実施した地震学者への重みづけアンケート調査では、地震学者5名の回答結果の平均が、三陸沖から房総沖にかけての海溝寄りの津波地震の発生に関し、推本の長期評価に基づく考え方が約0.6、津波評価技術に基づく考え方が約0.4で、推本の長期評価に対する評価の方が上回っていた。

スマトラ津波による マドラス原発被災



マドラス原発

- 2004年末にはスマトラ島沖地震によるM9.5の巨大地震による大津波が発生し、プレート境界地震による津波の被害の深刻さをあらためて示した。
- インド南部のマドラス原発が大津波に襲われ、被災した。

JNES主導で溢水勉強会開始。

- このマドラス原発事故を受け、2006年1月保安院と原子力安全基盤機構（JNES）は「溢水勉強会」を立ち上げた。
- ここには、電事連および各電気事業者がオブザーバーとして参加した。
- この勉強会では、米国原子力発電所の内部溢水に対する設計上の脆弱性の問題やスマトラ沖津波によるインド原子力発電所の海水ポンプ浸水などを踏まえた検討が行なわれた。
- この勉強会の成果は、2007年度原子力安全基盤機構年報で「溢水検討タスク」として公開されている。

保安院は「不作為」を問われる可能性があると考えていた

- 保安院は2006年9月13日に、保安院の青山伸、佐藤均、阿部清治の3人の審議官らが出席して開かれた安全情報検討会（電力が出席）で、津波問題の緊急度及び重要度について「**我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。**」と報告した（第54回安全情報検討会資料）。
- 保安院によってこの対策指示が徹底されていれば、事故は防ぐことができた。しかし、対策はとられず、東電など電事連の圧力に保安院が屈していくこととなった。

2007年末には推本の長期評価に基づく津波評価を行い、2009年6月までに対策を完了する方針を土木グループは固めた

- 東京電力の津波対策を担当していた土木グループは、2007年末に、推本の長期評価に基づいて、津波評価を行い、2009年6月に予定されていた耐震バックチェックの最終報告までに、この津波に対応する工事を実施する方針を決めた。
- 冒陳によると、高尾誠や金戸俊道は、
- ①長期評価が地震本部という政府が地震に関する調査研究を実施するために設置した権威ある機関の見解であること、
- ②土木学会津波評価部会が行った重み付けアンケートにおいても、「どこでも発生する」という長期評価の見解を支持する考え方が多かったこと、
- ③東京電力の東通原子力発電所の設置許可申請においても、地震本部の見解を取り入れていることなどについて、共通の認識を持っていた。
- そこで、津波評価に当たっては、長期評価の見解を取り上げるべきだという考えを酒井俊朗に伝え、酒井俊朗もこれを承認した。この事実
は、東電の土木グループの社員の作成していたメモやメールなどによって裏付けられる。

東電設計に対する依頼は、試算ではなく バックチェックの基準津波を決めるため のものであった

- 平成20年1月11日、土木調査グループは、吉田昌郎らの承認を得た上で、東電として東電設計に対し、長期評価の見解に基づく日本海溝寄りプレート間地震津波の解析等を内容とする津波評価業務を委託した。これは、正規の委託契約である。
- 2月16日には、被告人ら3名も出席して「中越沖地震対応打合せ」が開催された。山下和彦も、地震対策センター長としてこの会議に出席し、「Ss (基準地震動)に基づく耐震安全性評価の打ち出しについて」という報告を行った。
- その中で津波についても報告がなされ、「地震随伴事象である津波への確実な対応」、「津波高さ」、「見直し」、「+7.7m以上」、「詳細評価によってはさらに大きくなる可能性」、「指針改訂に伴う基準地震動Ss策定において海溝沿いモデルを確定論的に取扱うこととしたため」などと報告。
- **この報告に対して、被告人ら3名を含む出席者からは、特段の異論はなく、耐震バックチェックにおいて長期評価の見解を取り上げる地震対策センターの方針が了承された。**
- この会議が、津波対策において推本の長期評価を取り入れることを東電の社の方針として確認した会議であったといえる。

耐震バックチェック中間報告に含む 含まないかに関わらず、津波対策は 開始する必要がある

- この当時には、酒井が関係者に送り、また受信したメールが残されている。平成20年1月23日に、酒井氏が中越沖地震対策センター敦賀隆史氏らに送信したメールが残されている。
- ここには、「津波評価については、福島沖の基準地震動用地震モデルを津波に転換した場合に、NGであることがほぼ確実な状況。ようするに、**中間報告に含む含まないかに関わらず、津波対策は開始する必要がある**、そうであるのであれば、少なくとも津波に関して中間報告に含む含まないの議論は不毛な状況。**それよりも津波の上昇側の対策が現実にとどのようにできるかが課題。**」とある。
- 大幅な津波対策の見直しが必須な状況であったことがはっきりと指摘されている。

津波がNGとなると、プラントを停止させないロジックが必要

- 平成20年2月4日に酒井氏が東京電力の長澤和幸氏らに送信した「1F、2F津波対策」と題するメールには、「1F、2F津波対策について、金曜日、山下センター長らと1F、2Fにバックチェック説明を実施。津波について、今回建築（「建築」「土木」「機電」等は、それぞれ東京電力の部署グループの略称である）が基準地震動用に改訂指針で記載される不確かさを考慮して、福島沖にマグニチュード8以上の地震を設定。現在土木で計算実施中であるが、従前評価値を上回ることは明らか。1F佐藤GMからも強い懸念が示され、社内検討について、土木が検討結果を出してからではなく、早期に土木、機電で状況確認をする必要があるのではないかと認識。津波がNGとなると、プラントを停止させないロジックが必要。」とされている。
- 平成20年2月5日に長澤氏が酒井氏らに送信したメールには、「**武藤副本部長のお話として、山下所長経由でおうかがいした話ですと、海水ポンプを建屋で囲うなどの対策が良いのではとのこと。**」などとされている。
- この時点では、まだ、武藤氏は10メートル盤を超えるような津波高が示されることになることを知らないようである。
- 津波対策工事を原発を止めないままで行うロジックが必要ということは、まさに原発を止めなければならないほど重大な事態であることを技術陣は認識していたことを示している。

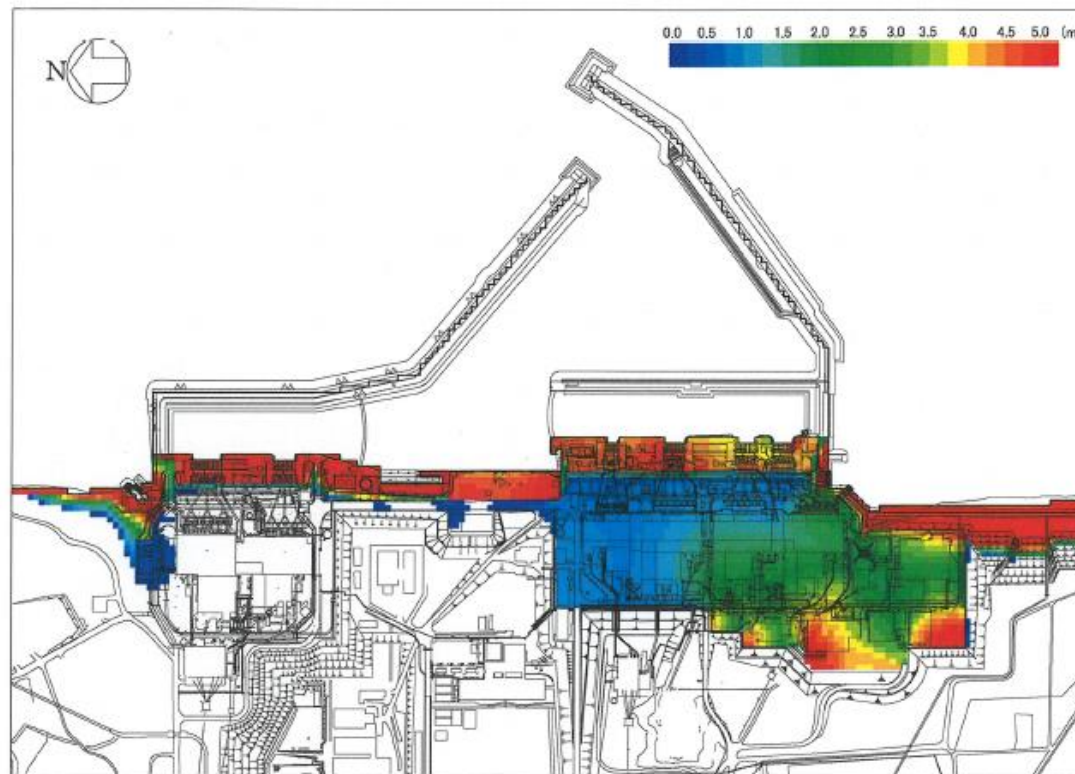
東電設計のシミュレーション計算は 黒表紙・金文字の正規資料

- 3月18日には、東電設計と東京電力との打ち合わせが行われ、先に述べた計算結果の成果物が納入される。長期評価で示された日本海溝寄りプレート間地震津波を検討の対象としたこと、これに基づいて三陸沖を波源とした場合の津波水位の計算結果として、本件原子力発電所敷地南側の最大津波高さはO.P. + 15.707 m、北側では13.687mとなることが示され、この津波に対する対策工事の具体的内容が検討されたことがわかる。
- **東電設計が実施した津波高の計算は、試算ではなく、東電が行う津波対策の内容を定めるために基準津波高を求めるための基礎資料である。**
- このことは、東電設計内の品質保証ファイルに示されており、耐震バックチェックのために国に提出するためのものであった。
- この計算結果は分厚い黒表紙、金文字の付された計算結果として東電に納品されている。
- 平成20年2月26日高尾誠は、東北大今村文彦教授を訪問し、「長期評価」について、意見を聴きました。今村文彦教授は、「**福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきである**」、「**津波地震の波源モデルは三陸沖と房総沖を使う**」と指摘した。
- 東電は、大規模な津波対策が不可避であることは、自らの相談した専門家からも指摘されたのである。

2008.3 東京電力が依頼し、東電設計が行った津波シミュレーション (株主代表訴訟東電準備書面11)

(別紙)

最大浸水深分布の比較



(1) 明治三陸試計算による津波

10メートルを超えると対策工事の規模が大きく変わる

- 平成20年3月7日に東京電力の金戸氏らが出席して行われた津波対策のスケジュールに関する打ち合わせが行われています。「土木G（グループ）の津内水位に関する評価状況から1F、2F（福島第一、第二原子力発電所）については今まで想定していた津波の水位を上回る見込み（O. P. + 約5.5m → O. P. + 約7.7m）である（社長会議にて説明済み）。」
- 「打ち合わせの中で、土木G（グループ）から津波高さがO. P. + 1.2～1.3m程度になる可能性が高いとの説明があったが、機器耐震技術Gは福島サイトにおいて**O. P. + 10mを超えると主要建屋に水が流入するため、対策は大きく変わることを主張。**用意したES（エンジニアリングスケジュール）も津波水位がO. P. + 10mを超えると成り立たないこと、対策自体も困難であることを説明。土木G（グループ）にて再度水位設定条件を確認した上で、**想定津波高さが10数mとなる可能性があることについて上層部へ周知することとした。**」などとされている。
- 想定津波が10メートル盤を超え、津波対策の規模が大きくなることに社内が動揺していることがわかる。

5. 2008.3.31
耐震バックチェック中間報告
2009.6には、津波対策は完了予定

2008.3.31 耐震バックチェック中間 報告発表時に2009年6月津波対策完了 を福島県に約束

- 平成20年3月31日、東京電力は、原子力安全、保安院に対して、福島原発5号機に関する耐震バックチェック中間報告を提出し、同時に福島県とプレスにも発表した。
- この中間報告では、津波に対する安全性には触れられていなかった。
- 同日に、被告人武藤も出席して、福島県に対して「耐震バックチェック中間報告」の説明を行い、「津波の評価については、最終報告にて行う、最新の知見を踏まえて安全性の評価を行う」ことを確約している。
- 被告人武藤は、マスコミからの質問に対し、「地質評価結果は7月までにまとめたい。バックチェックの最終報告は、2 F（福島第二原子力発電所）がH21年3月、1 F（福島第一原子力発電所）がH21年6月までにしたい。」と答えている。
- つまり、平成21年6月までに津波対策を完了させ、バックチェックを終了することが、この時点での東電の確立された方針であったことがわかる。

10メートル盤に10メートルの防潮堤を敷地東側に南北に築く計画図面が示された

- これを受けて、東電の実務レベルの担当者は東電設計とも協力して、10メートル盤の上に10メートルの津波防潮堤を、敷地の南北に築く計画を始めとして、具体的な計画を煮詰め、4月には防潮堤の計画もまとめられた。
- これを受けて、同年4月18日、東電設計は東京電力に対し「10m盤の敷地上に1号機から4号機の原子炉・タービン建屋につき、敷地南側側面だけでなく、南側側面から東側全面を囲うように10メートル（O.P. +20m）の防潮堤（鉛直壁）を設置すべきこと、5号機及び6号機の原子炉・タービン建屋を東側全面から北側側面を囲うように防潮堤（鉛直壁）を設置すべきこと）などの具体的対策を盛り込んだ検討結果を報告した。
- この報告に付された立体図面と平面図が次の二つの図面である。実際には福島第2についても、同様の図面が作成され、合計4枚の図面が作成されている。

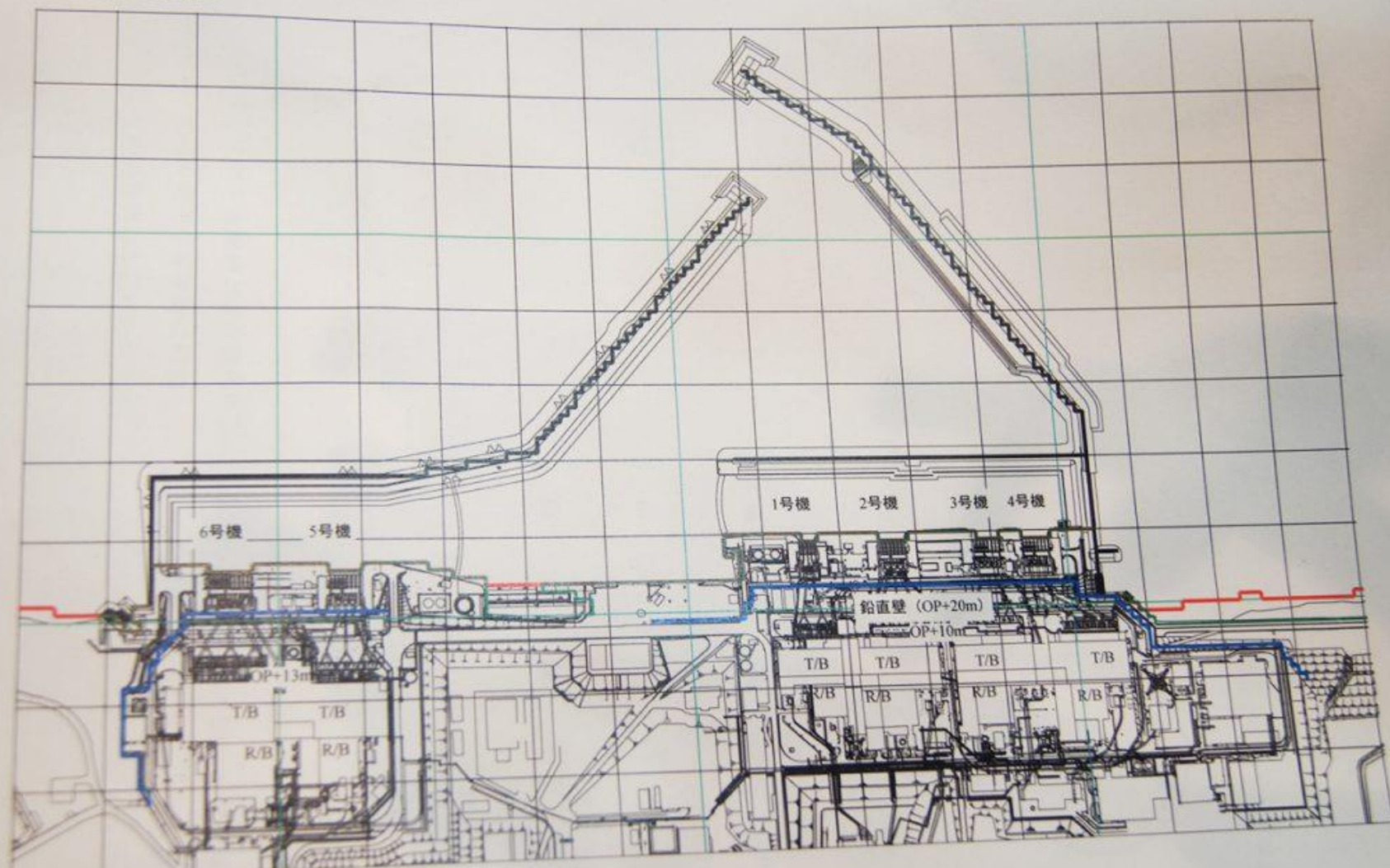
津波対策の立体図

別図①立体図



津波対策の平面図

別図②平面図



10メートルの壁設置は インパクトが大きい。

- 平成20年4月23日に東京電力の金戸氏らが出席して行われた本件原子力発電所の津波水位に関する打ち合わせの議事録には、「想定津波高さが10数mとなる見込みであり、O.P. + 10mに設置されている主要な建物への浸水は致命的であるとの観点から、津波の進入方向に対して鉛直壁の設置を考慮した解析結果が提示された、壁設置の場合19m程度の水位を想定していることは対外的にインパクトが大きいと考えられることから上層部の意見を聞く必要があります土木G（グループ）にて対応予定」などの記載がある。
- ここで、この鉛直壁が、建屋を覆うように南北に設置されていたことが決定的に重要である。

検察官による第2次不起訴理由

最大の試算結果に対応した措置による結果回避可能性について

- 推本の当該評価に基づく0. P. + 15. 7メートルとの最大の試算結果に対応する措置としては、試算結果で津波が遡上することとされていた敷地南側に防潮堤を建設することが考えられる。
- これに対し、本件津波は、前記のとおり、敷地東側の長さ約1. 5キロメートルの海岸線から、全面的に敷地に越流したのであるから、仮に事前になされていた最大の試算結果に対応して越流する敷地南側に防潮堤を建設したとしても、本件津波は防潮堤のない敷地東側の海岸線から越流することとなり、本件津波の襲来に際し、その浸水を阻止し、結果を回避できたとは認められない。

敷地南側に防潮堤が築かれたはずだ という検察官不起訴理由説明の不可解

- これまでの検察の不起訴理由、そして第1回公判における被告人等の無罪主張の根拠としても、この計算結果では、津波は南側から敷地を襲うこととなっており、これに対して、南側だけに防潮堤を築く計画となったはずであり、そのような計画を実施したとしても、東側から押し寄せた津波には効果がなかったはずだということが主張されてきた。
- 私たちは、津波の高さが重要であり、波の方向は、波源の設定によって変わりうる。まともな技術者であれば、敷地の南北に建屋を覆うように防潮堤を計画したはずで、検察の主張は机上の空論である、東電内に南側だけに防潮堤を築く計画があったのかと反論してきた。
- 検察官は、南側だけに防潮堤を築く計画図面はないと答えてきたが、実際には敷地前面を覆う計画があったのに、これを隠してきたことがわかったのである。
- 今回のこの図面は、私たちの主張が正しく、東電の技術者は、敷地の南北に建屋を覆うように防潮堤を計画していたことが裏付けられ、検察の不起訴理由説明と今回の被告人らの弁解が成り立たないことを示したのである。

吉田昌郎「武藤さんと相談しよう」

- この結果は、直ちに酒井俊朗に報告され、同年6月2日には、吉田昌郎にも報告された。吉田氏は武藤さんと相談しようと呼びかけた。
- このほかにも、東京電力は、東電設計に対し、10メートルの敷地上に津波が襲来するとの計算結果を踏まえて、様々な津波対策の解析を依頼した。
- 同年5月18日には、数値解析の観点から、津波水位を低減できないかの検討、さらに既存防波堤の付け根に津波減勢効果のありそうな防波堤を新たに設置する場合の解析を依頼した。
- 同年6月5日には、沖合防波堤を新たに設置した場合の検討も依頼した。東電は、東電設計に対して、パラメーターを操作して津波高を切り下げさせようとしている。

6. 武藤取締役への説明と ちやぶ台返し

武藤に対する決裁面接

- このように、東電設計の検討結果は、大がかりな対策工事を必要とする内容であり、予算上だけでなく、地元等に対する説明上も非常に影響が大きい問題であることから、土木グループが被告人武藤に報告して判断を仰ぐことになった。
- 平成20年6月10日、吉田昌郎、山下和彦、酒井俊朗、高尾誠、金戸俊道及び機器耐震技術グループ、建築グループ、土木技術グループの担当者が出席し、被告人武藤に、地震本部の長期評価を取り上げるべきとする理由及び対策工事に関するこれまでの検討内容等を、資料を準備して報告した。
- 酒井俊朗、高尾誠が行った、地震本部の長期評価を採用して、津波対策を講じる方向で説明した。
- しかし、被告人武藤は結論を示さず、
 - ① 津波ハザードの検討内容について詳細に説明すること、
 - ② 4m盤への遡上高さを低減するための概略検討を行うこと、
 - ③ 沖合に防波堤を設置するために必要となる許認可を調べること、
 - ④ 平行して機器の対策についても検討すること、
- を指示したため、酒井俊朗らは、上記事項をさらに検討した上、改めて報告を行うこととなった。

対策工事実現に向けた 土木グループの追加検討

- 高尾誠らは、同日、被告人武藤の指示を受けて、東電設計に対して、既設の防波堤をかさ上げた場合に、取水口前面と取水ポンプ位置での低減効果があるか否かの検討を依頼しました。これに対して、東電設計は、同年7月8日、それまでに検討した対策工をとりまとめた資料を作成し、東京電力に交付しました。
- その資料中には、沖合防波堤を新たに設置した場合、津波水位を数メートル程度低減できることが示されていますが、このときの検討も1号機から4号及び6号機の南側のみならず全面に防潮堤(鉛直壁)を設置することを前提とするものでした。
- 7月8日には、さらに、津波の進入方向に対して垂直に沖合防波堤を設置するケースで高さ10mという前提で港湾の船舶の出入りを妨げないようにしながらさらに、津波の進入を防ぐような構造の防波堤の検討が依頼されました。これらの検討結果7月22日、報告されました。

7.21御前会議で議論された 地震対策費用の全貌

- 平成20年7月21日には被告人武藤、被告人武黒等が出席して「中越沖地震対応打合わせ」が行われた。この会議の存在はこれまで知られていなかった。
- その席上「新潟県中越沖地震発生に伴う影響額の見通しについて」と題する資料等が配布され、中越沖地震発生に伴う柏崎刈羽原子力発電所の耐震安全性強化工事等のコストだけでなく、福島第一、第二原子力発電所に水平展開した対策費用の計上も記載され、平成20年8月末を目処に計画総予算を設定する予定と記載されていた。
- この資料の意味するところは、中越沖地震によって柏崎原発が運転停止し、耐震補強のために東電は多額の工事費を投じて工事をしなければならず、それが経営を圧迫していたことである。
- この点が、次に述べる被告人武藤らによるちゃぶ台返しの伏線だと推定できる。

福島運命を決めた 武藤取締役のちゃぶ台返し

- 平成20年7月31日、酒井俊朗及び高尾誠らは、改めて被告人武藤に対し検討結果を報告した。酒井俊朗らは、それまでに作成した資料に基づいて
 - ① 4m盤への遡上を低減させるための方策、
 - ② 沖合の防波堤の設置に伴う許認可の内容と必要とされる期間、
 - ③ 想定津波水位について房総沖地震の波源モデルを用いる可能性、
 - ④ 日本原子力発電や東北電力等の関係各社の検討状況、
 - ⑤ 津波ハザード曲線の算出方法、
- などについて説明した。
- 被告人武藤は、この報告を聞いて、
 - ① **福島県沖海溝沿いでどのような波源を考慮すべきかについては、時間をかけて土木学会に検討してもらうこと、**
 - ② **当面の耐震バックチェックについては、従来の土木学会の津波評価技術に基づいて行うこと、**
 - ③ **この方針について、専門家の了解をえること、**
- という方針を指示した。

積み重ねられてきた議論を 反故にした武藤裁定

- この被告人武藤の指示により、地震本部の長期評価に基づいて、津波対策を講じるべきとする土木調査グループの意見は採用されないこととなった。
- このことは、それまで土木調査グループが取り組んできた10m盤を超える津波が襲来することにそなえた対策を進めることを停止することを意味していた。このことこそが、福島原発事故の決定的な原因である。

7. 対策を取るべきだった ことは明らか

2008年9月10日

「耐震バックチェック説明会（福島第一） 議事メモ」

- 1枚目議事概要の中に、「津波に対する検討状況（機微情報のため資料は回収，議事メモには記載しない）」とある。
- 文字通り、津波問題こそ、最大の機微問題であったこととなる。
- その「回収」された資料には何が書かれていたか。

福島第一原子力発電所津波評価の概要 (地震調査研究推進本部の知見の取扱)

- これが回収された資料である。
- その2枚目の下段右側に、「今後の予定」として、以下の記載がある。
- 「○ 推本がどこでもおきるとした領域に設定する波源モデルについて、今後2～3年間かけて電共研で検討することとし、「原子力発電所の津波評価技術」の改訂予定。
- ○ 電共研の実施について各社了解後、速やかに学識経験者への推本の知見の取扱について説明・折衝を行う。
- ○東通（ひがしどおり）申請書では推本の知見（三陸沖から房総沖の領域内でどこでも発生）を参照し、三陸沖に地震を想定。
- ○東北大今村教授（H20/2/26）福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できず、波源として考慮すべきであるとの見解。

推本の見解を否定することは困難 津波対策は不可避

- 改訂された「原子力発電所の津波評価技術」によりバックチェックを実施。
- **ただし、地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避。」**
- この文書は土木学会への検討依頼は不可避の対策を先送りするものでしかないことを自白している。会議後に回収する予定で作成された文書であるから東電幹部らの本音が示されたものとして決定的に重要である。

2009年2月11日

「福島サイト耐震安全性評価に関する状況」

- 中越沖地震対応会議「御前会議」のメモ
- 資料 6 頁〈参考〉耐震安全性評価報告書の構成（一般的構成）の表の枠外に、次のような手書きのメモがある。
- 「地震随伴事象（津波）」の部分について
- 「問題あり」
- 「出せない」
- 「（注目されている）」

2009年2月11日

中越沖地震対応打ち合わせメモ1

- 原子力設備管理部長の発言として、以下の記載がある。
- 「土木学会評価でかさ上げが必要となるのは、1 F 5, 6のR H R Sポンプのみであるが、土木学会評価手法の使い方を良く考えて説明しなければならない。**もっと大きな14m程度の津波がくる可能性があるという人もいて、**前提条件となる津波をどう考えるかそこから整理する必要がある」
- 武黒本部長が「女川や東海はどうなっているのか」と聞いたのに対して、「女川はもともと高い位置に設置されており、東海は改造を検討中である。浜岡は以前改造しており、当社と東海の問題になっている」と担当者は応えている。

2009年2月11日

中越沖地震対応打ち合わせメモ2

- 清水社長の発言
- **「バックチェックと耐震強化工事を並行でやっているという姿は見せなければならないのではないか」**
- この発言の意味は、次のように理解すべきであろう。
- 予定されたバックチェックの完了時までに耐震補強・津波対策を完了できないことがはっきりとしてくる中で、ポーズだけを取って、耐震補強・津波対策が完了しなくても、運転を続けていくことができるように求めるために、何かやっているように見せるという意味ではないか。

勝俣氏の言い訳は信用できない

- 勝俣氏は、一連の経過について説明を受けていないと言い訳している。
- しかし、地震対応打合せは、被疑者勝俣への説明を行う「御前会議」とも言われていた。
- 津波対策は数百億円以上の規模の費用がかかる可能性があり、最高責任者である被疑者勝俣に説明しないことは考えられない
- 2009年6月開催の株主総会の資料にも、「巨大津波に関する新知見」が記載されていた。
- したがって、検察官役はその言い訳は信用できないとしている。

この津波評価に対して直ちに 対策を取るべきであった事情

- 原子力発電所の津波安全性評価は、従来より「襲来する可能性のある津波」が襲来しても安全性を損なうおそれがないかどうかで評価されていた。
- 本件原子力発電所についての津波高さの評価は、
- 設置許可時 O.P. +3.122m
平成6年 O.P. +3.5m
平成14年 O.P. +5.7m
- と変遷してきたが、**東京電力では、その都度、「いつ」そのような津波が襲来するかを考えるまでもなく、津波対策の必要性を判断し、これに対処してきていた。**
- **現に、平成14年には、非常用海水ポンプ電動機を20cmかさ上げする等の工事を行っていた。**
- ところが、長期評価に基づいて10m盤を超える津波が襲来するという計算結果が出ると、従来の姿勢とはうって変わって、土木学会に検討を委ねて、津波対策を先送りにしたまま、漫然と本件原子力発電所の運転を継続したのである。

武黒・勝俣被告人も 武藤被告人と同罪

- 被告人武藤は、平成20年8月上旬ころ、津波水位の最大値が敷地南部でO.P. +15.707mなる旨の計算結果を、**被告人武黒**に報告していたことがわかっている。
- **被告人勝俣**は、会長として、中越沖地震対応会議（いわゆる御前会議）、常務会、株主総会対策の会議などを通じて十分な情報を得ていたことも裏付けがなされていた。
- 被告人らの刑事責任は、会社として予見し、立案された津波対策案を採用しなかったことが原因であることが明らかになった。

8. 政府事故調調書などによって明らかになった貞観の津波をめぐる保安院と東電の暗闘と東電福島地点津波対策WGの小田原評定

貞観の津波をめぐる 保安院と東電の暗闘

- 2008年10月 佐竹健治・東大教授が東電に最新の論文を渡す。
- 2008年11月 東電の担当者は、貞観津波の計算水位が8.6m～9.2m（土木学会手法では+3割程度、すなわち敷地高さ超え）になることを知る。
- 貞観の津波の津波堆積物の調査が進み、2009年にはこの問題が耐震バックチェックの公開会議で岡村行信委員から指摘された。
- しかし、名倉審査官は津波の問題は最終報告に盛り込むとして、問題を先送りした。

「津波にかかわるとクビになるよ」

▶2009年9月 東電が上記の試算結果を保安院に説明

▶この説明会に小林は欠席している。

▶小林勝・原子力規制庁安全規制管理官（事故当時、保安院耐震安全審査室長）の政府事故調調査には次のやり取りが記録されている。

小林「ちゃんと議論しないとまずい」

野口・審査課長「保安院と原子力安全委の上層部が手を握っているから余計なことするな」

原・広報課長「あまり関わるとクビになるよ」

2010年3月24日午後8時6分保安院森山善範審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメール

- 1 F 3 の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である
- 貞観の地震は福島に対する影響は大きいと思われる。
- 福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超える恐れがある。
- **津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。**
- **東電は役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。**
- というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました

2010年8月27日に東京電力社内で行われた第1回福島地点津波対策ワーキング

- ・議事録には、土木調査G r（グループ）からの報告として、「土木側の対策として防潮堤の設置を検討していたが、『発電所設備は、守れても発電所周辺の一般家屋等に影響あるのは、好ましくない。』との**社内上層部の意向があり、本検討中は中断中。**」
- ・機器耐震技術G r（グループ）（電圧班）からの報告として、「推本のO. P. 10m以上の津波に対しては、既存の非常用海水系電動機では、機能を維持出来ないため、水密化電動機の開発について実現性の可否を含めて検討中。」「推本のO. P. 約10m津波の衝撃力に対する電動機及びポンプの耐力評価を行った結果、衝撃力に耐えられないという結果が出ており、**津波対策として水密化電動機を採用する場合には、防潮堤、防護壁、建屋等の津波衝撃力緩和策及び漂流物防止策も同時に実施することが必須。**」

対策が必須であることを認識しながら、 小田原評定を繰り返した津波対策WG

- 東電の津波対策ワーキングは、平成22年12月6日に第2回、平成23年1月13日には第3回、同年2月14日には第4回が開催された。
- 第3回の会議で、金戸俊道は、土木学会津波評価部会で、地震本部の見解に対応した波源として、日本海溝南部では、当初海溝沿いで最も大きな津波を発生させる三陸沖北部の波源を想定していたが、日本海溝南部は北部と特徴が異なることから、**房総沖の波源を用いることが提案されたこと、上記提案には異議がなかったこと、この場合でも、本件原子力発電所の敷地南部からの遡上については、11m程度であることから、敷地高さの10mを超えてタービン建屋が浸水する可能性があることなどを報告した。**
- 第4回の会議で、土木調査グループは、「**1677年房総沖**」津波による浸水イメージをもとに、**津波解析を実施すること、土木耐震グループは、津波対策工の成立性を検討していくことなどを報告した。**
- しかし、平成23年3月11日までに、具体的な津波対策が現実を開始されることはなかった。

東電は越後屋 保安院は悪代官

- 越後屋は、悪代官に最も重大な事実（15.7メートルの計算結果）は隠しながら、貞観の津波については、対策を取らないことを共謀していた。
- 越後屋は悪代官をだましながら、一ランク重要性の低い情報（貞観の津波）について、共犯関係を結んでいた。どう考えても、東電の方が一枚上手である。
- しかし、保安院（経済産業省）は、この共犯関係がばれることを恐れ、事故の発生後に、3月7日の報告の事実を公表せず、結局真相を隠すため事故調査報告書を検察庁と合作したと言わざるを得ない。

9. 震災4日前の 保安院への報告

東京電力の国への報告は 地震の4日前だった

- 東京電力の役員はこのシミュレーション結果を政府に提出せず、隠した。
- 2010年11月文部科学省の地震調査研究推進本部が「活断層の長期評価手法（暫定版）」を公表したことを契機として、保安院は、東京電力に対し、津波対策の現状についての説明を要請した。
- 2011年3月7日東京電力は、15.7メートルの計算結果を国に報告した。
- 2002年の地震調査研究推進本部の長期評価に対応し、明治三陸地震が福島沖で発生した場合、13.7m～15.7mの津波が襲うという内容だった。

震災 4 日前に東電が保安院に持参した打合用資料

土木学会津波評価部会の審議状況(2010.12.7)

・三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)
「北部領域では「1896年明治三陸沖」、南部では「1677年房総沖」を参考に設定する。」との方針に異論なし。

「1677年房総沖」で評価

発電所	1F							
号機	1	2	3	4	5	6	北側 (O.P.13m)	南側 (O.P.10m)
津波水位※2(O.P.m)	8.8	7.3	7.2	7.3	8.7	9.0	浸水せず	13.6

東電は、土木学会の見解・1677年房総沖によっても、少なくとも13.6mの高さの津波に備えなければならなくなることは覚悟していた。

対策が遅いと指摘した 保安院小林審査官

- 小林勝は、2011年3月7日に、このシミュレーションの報告が東電から保安院に対してなされた際に、次のように警告した。
- 土木学会の津波評価技術の改訂に合わせるという東電の方針に対して「それでは遅いのではないか。土木学会による津波評価技術の改訂に合わせるのではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」「このままだと、推進本部が地震長期評価を改訂した際に、対外的に説明を求められる状況になってしまう。」とコメントしたという。
- 検察官役は、この時点でも原発の運転を停止しておくべきだと主張している。

土木学会の想定した波源でも

13. 6メートル

- 土木学会においても、三陸沖～房総沖海溝寄りのプレート間大地震の福島県沖の波源については、房総沖地震を参考に設定することとされ、しかも、この方法による本件原子力発電所敷地の津波水位は、すでに平成20年8月の時点でO.P. +13.552メートルであるとの計算結果が明らかとなっていた。
- 仮に被告人らの主張を前提としても、10メートル盤超えを前提とした対策が必要であった。指定弁護士はこういう主張もしている。この事故を防ぐための手段機会は複数あったことがわかる。
- 2008年6月10日に示された案を、武藤さんが「よし、わかった。仕方が無い、やるんだ。」と行って実行していれば、この事故は防げたのだ。
- せめて電源対策などの工事をやらなければいけないという、津波対策ワーキングという小田原評定のような会議は何度もやっていた。
- 最後に2011年3月7日に保安院に持って行ったときにも、早く対策をやらなければダメだといわれている。
- しかし、東電は、何もしなかった。

検察官役指定弁護士の 冒頭陳述の結論

- 被告人らは、発電用原子力設備を設置する事業者である東京電力の最高経営層として、本件原子力発電所の原子炉の安全性を損なうおそれがあると判断した上、防護措置その他の適切な措置を講じるなど、本件原子力発電所の安全を確保すべき義務と責任を負っていました。運転停止以外の「適切な措置」を講じることができなければ、速やかに本件原子力発電所の運転を停止すべきであった。
- それにもかかわらず、被告人らは、何らの具体的措置を講じることなく、漫然と本件原子力発電所の運転を継続したのである。被告人らが、費用と労力を惜しまず、同人らに課せられた義務と責任を適切に果たしていれば、本件のような深刻な事故は起きなかったのである。

10. 誰がどのようにして 真相を隠したのか

津波想定の隠蔽こそが 新たな共犯関係の始まり

- 2011年3月11日 東北地方太平洋沖地震
津波の浸水高はO.P.約+11.5～15.5mであった。
- 3月13日に、東電の清水社長がこの津波は想定外で、事故は不可抗力であり、法的責任がないと記者会見で発表した際に、保安院は、この報告の事実を公表し、東電の主張を打ち消すべきであった。しかし、保安院は沈黙し、事実を隠蔽した。
- この隠蔽こそが、福島原発事故の真相を隠す東電と政府との新たな共犯関係の始まりであった。
- これを明らかにしたのは、2011年8月の読売新聞のスクープであった。

2011年8月24日

読売新聞スクープ(2011年8月24日22時14分 読売新聞)

- これまで東電は、政府の事故調査・検証委員会に対し、高さ10メートル以上の津波の可能性があるとの試算を説明してきたが、15メートル超の遡上高の試算が明らかになるのは初めて。東電は、結果を、東日本大震災4日前の今年3月7日に経済産業省原子力安全・保安院に対し報告していた。
- 福島第一原発は3月11日の東日本大震災の際、試算結果とほぼ同じ高さ14～15メートルの津波に襲われた。
- 東電によると、文部科学省の地震調査研究推進本部が02年7月に三陸沖から房総沖を震源とする地震の発生確率などを公表したのを受け、東電は、08年に明治三陸地震（1896年）規模の地震が、福島県沖で起きたと仮定して、福島第一と第二の両原発に到達する津波の高さを試算した。
- その結果、第一原発の取水口付近で高さ8.4～10.2メートルの津波が襲来。津波は陸上に遡上そじょうし、1～4号機で高さ15.7メートル、同5.6号機で高さ13.7メートルに達すると試算した。
- **このスクープは誰がどのような意図のもとに行ったのか。その結果、政府と事故調と検察庁の内部で何が起きたのか、徹底した調査と検証が必要である。**

検察と政府事故調は決定的な事実を掴みながら、それを隠した。

- 2011年の8月ころには、検察庁、政府事故調はほとんどすべて握っていたはず。今回新しく、検察官役が新たに発掘してくれた資料というのは、東京電力のメールサーバーから、メールの束のデータをとってきて、分析したもののみのようだ。
- 東電設計のシミュレーション結果と品質保証文書などは、一目見て、これは最も重要な文書だとわかる。
- したがって、この基本的なストーリーは2011年の夏には、検察当局はすべて握っていたとみるべき。
- そのあと続けられた捜査は一体、何だったのだろうか。私たちは訳のわからない不起訴説明を聞かされた。
- 15.7mのシミュレーションに基づいて、防潮堤を作っても、南側だけしか作らなかったから、その時、波は東側から来たんだから、事故は防ぐことができなかったと、検察官から何度も説明された。
- ところが、東京電力は、敷地の南北の全面に防潮堤を作るという計画書を作っていて、これが武藤被告人に決裁のためにあげられていたのだから、これは明らかに嘘の説明であった。

検察は事故後、起訴前提の捜査を展開していた

- 2011年夏の段階までの検察の捜査は、東電を起訴する前提で、厳しく進められていた。このことは、捜査記録のつくり方から明らかである。
- それが、2011年9月菅直人政権の崩壊と野田政権による原発再稼働政策の展開という状況の下で、急展開し、検察庁上層部は不起訴の流れへと変わった。
- ここで、どのようなアクターがどのように動いたのかは、今のところ、正確にはわからない。
- しかし、経済産業省と検察庁が協力して、起訴から不起訴に意思決定の方向性がずらされたことは明らかである。
- 政府事故調の中間報告は、いったん真相を解明した上で、この一部を隠し、あえてピントをぼかす意図で念入りに作成され、国民を欺いた歴史的な虚偽文書である。

事故の責任を隠蔽した国の責任を明らかにすることも、この刑事裁判の課題

- 検察官は、不起訴理由の説明会で、津波防潮堤の図面を持ちながら、これと違う説明を私たちにして、黙らせよう、あきらめさせようとした。
- 検察審査会の2度の強制起訴決定で、隠されていた事実をあきらかにすることができたことが、いかに貴重なことだったのか、正確に認識して欲しい。
- そして、僕たちは被害者参加の代理人という形で、法廷の中で、検察官の後ろに座り、詳しく公判の経過を聞いて、みなさんにこれを報告できる。これほどうれしいことはない。
- 事実は細部に宿ると言う。この事故経緯のディテールを、しっかりと勉強してほしい。
- そうすれば、この裁判は絶対に負けない裁判だという確信を持つことができるはずだ。このような確信を持って、この裁判の事実を明らかにし、検察官役指定弁護士を支えていただければと思う。